



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 7 月 7 日 (水曜日) 号外 第 39 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 6 号 の区域を定める規則の一部を改正する規則…… (中調・地域課) 1	頁
○職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一 部を改正する規則…… (人事課) 1	
○県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則 の一部を改正する規則…… (税務課) 2	

○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行 規則の一部を改正する規則…… (建築住宅課) 21	
○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する 規則…… (会計課) 31	
企業局企業管理規程	
○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する 企業管理規程…… 31	
病院局企業管理規程	
○病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関す る規程の一部を改正する企業管理規程…… 32	

規 則

宮崎県中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 6 号の区域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 41 号

宮崎県中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 6 号の区域を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 6 号の区域を定める規則 (平成 23 年宮崎県規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県中山間地域振興条例 (平成 23 年宮崎県条例第 20 号) 第 2 条第 1 項第 6 号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。 (1) [略] (2) 都城市のうち、昭和 25 年 2 月 1 日における北諸県郡西岳村及び中郷村並びに平成 17 年 2 月 1 日における北諸県郡高城町及び山田町 (3)~(7) [略]	宮崎県中山間地域振興条例 (平成 23 年宮崎県条例第 20 号) 第 2 条第 1 項第 6 号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。 (1) [略] (2) 都城市のうち、昭和 25 年 2 月 1 日における北諸県郡西岳村及び中郷村並びに平成 17 年 2 月 1 日における北諸県郡山田町 (3)~(7) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宮崎県中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 6 号の区域を定める規則の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 42 号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則 (平成 16 年宮崎県規則第 49 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(感染症の範囲) 第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する知事が別に定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する感染症並びに新型コロナウイルス感染症 (新型コロナウイルス感染症を指	(感染症の範囲) 第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する知事が別に定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する感染症並びに新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス

定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）とする。

属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。以下同じ。）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 43 号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則（昭和 39 年宮崎県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号（その 1）を次のように改める。

別記

様式第 1 号 (その 1) (第 2 条関係)

個 人 事 業 税 課 税 免 除 申 請 書

付
受 ○ 印

県税・総務事務所長 殿		申 請 者	住 所	
年__月__日			氏 名	
県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第 2 条の規定により、下記のとおり課税免除を申請します。				
年度	年度	事業税の申告書に記載した事業税の課税対象となる本県分の所得		① 円
		課税免除の対象となる所得		② 円
		課税免除を受けようとする税額 (③×税率)		円
取得等をした事業所	所在地		事業開始	年 月 日
	名 称		業 種	
① 取得等をした設備 (所得税法施行令 (昭和40年政令第96号) 第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。) の取得価額				円
② ①以外の固定資産の価額				円
③ 従業者数		人	④ 事業年度の末日現在における従業者数	人
県内の既設の事務所又は事業所	所 在 地		名 称	⑤ 事業年度の末日現在における従業者数
				人
	⑥ 計			人

記載上の注意

- 1 「業種」の欄は、「家具製造」というように具体的に記載してください。
- 2 ①、②及び③の欄は、当該設備を事業の用に供した日現在で記載してください。
- 3 ④及び⑤の欄は、当該事業年度の末日現在における従業者数を記載してください。ただし、取得等の場合にあつては当該事業年度の末日現在の従業者数にその事務所等の当該事業年度の存在月数をその事業年度の月数で除して得た数を乗じて得た従業者数を、事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動（2分の1以上）がある事務所等の場合にあつては当該事業年度の各月末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た従業者数を記載してください。
- 4 「課税免除の対象となる所得」の欄は、次の方法によって計算した額を記載してください。

$$\text{Aの額} \times \frac{\text{④の人員}}{\text{④の人員} + \text{⑥の人員}}$$

- 5 「課税免除の対象となる所得」の欄に記載すべき金額に 1,000円未満の端数があるとき又は「課税免除を受けようとする税額」の欄に記載すべき金額に 100円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨ててください。

備考

- 1 この申請書は、「対象事業の用に供した取得等をした設備等に関する明細書」を添付して、個人の事業税を申告する日までに提出してください。
- 2 対象事業は、次の表のとおりです。

対象条項	対象事業
特例条例第 2 条第 1 号	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。）

付表 対象事業の用に供した取得等をした設備等に関する明細書


取得等をした設備を事業の用に供した日														年	月	日	
所得税の青色申告書の提出の有無														—	有	・	無
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の規定により、所得税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無														有	・	無	
取得等をした設備の取得価額	対象事業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）	種 別		取 得 価 額													
		建物及びその附属設備		円													
		構 築 物															
		機 械 及 び 装 置															
		車 両 及 び 運 搬 具															
		工 具 、 器 具 及 び 備 品															
		計															
		そ の 他 の 固 定 資 産		土 地													
計																	
事務所又は事業所の従業員等の各月末の人員	事務所又は事業所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計			
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
	合 計																
備考																	

別記様式第 1 号 (その 1) の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 号 (その 1 の 2) (第 2 条関係)

付

個人事業税課税免除 (不均一課税) 申請書

受  印 県税・総務事務所長 殿 年__月__日		申請者	住 所 氏 名	
県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第 2 条の規定により、下記のとおり課税免除 (不均一課税) を申請します。				
年度	年度	事業税の申告書に記載した事業税の課税対象となる本県分の所得		④ 円
		課税免除 (不均一課税) の対象となる所得		⑤ 円
		課税免除 (不均一課税) を受けようとする税額 (⑤×税率)		円
新設し、又は増設した事業所	所在地		事業開始 年 月 日	
	名 称		業 種	
① 新設し、又は増設した設備 (所得税法施行令 (昭和 40 年政令第 96 号) 第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。) の取得価額				円
② ①以外の固定資産の価額				円
③ 従業者数		人	④ 事業年度の末日現在における従業者数 人	
県内の既設の事務所又は事業所	所 在 地 名	名 称	⑤ 事業年度の末日現在における従業者数 人	
			人	
			人	
			人	
	⑥ 計			人

記載上の注意

- 1 「業種」の欄は、「家具製造」というように具体的に記載してください。
- 2 ①、②及び③の欄は、当該設備を事業の用に供した日現在で記載してください。
- 3 ④及び⑤の欄は、当該事業年度の末日現在における従業者数を記載してください。ただし、新設等の場合にあつては当該事業年度の末日現在の従業者数にその事務所等の当該事業年度の存在月数をその事業年度の月数で除して得た数を乗じて得た従業者数を、事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動（2分の1以上）がある事務所等の場合にあつては当該事業年度の各月末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た従業者数を記載してください。
- 4 「課税免除（不均一課税）の対象となる所得」の欄は、次の方法によって計算した額を記載してください。

$$\text{④の額} \times \frac{\text{④の人員}}{\text{④の人員} + \text{⑥の人員}}$$

- 5 「課税免除（不均一課税）の対象となる所得」の欄に記載すべき金額に 1,000円未満の端数があるとき又は「課税免除（不均一課税）を受けようとする税額」の欄に記載すべき金額に 100円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨ててください。

備考

- 1 この申請書は、「対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書」を添付して、個人の事業税を申告する日までに提出してください。
- 2 対象事業は、次の表のとおりです。

対象条項	対象事業
特例条例第3条第1号	製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第1条各号に掲げる事業
特例条例第6条第1号	半島振興法（昭和60年法律第63号）第17条各号に掲げる事業
特例条例第7条第2項第1号	全ての事業

付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書

新設し、又は増設した設備を事業の用に供した日														年	月	日	
所得税の青色申告書の提出の有無														—	有	・	無
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の規定により、所得税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無														有	・	無	
新設し、又は増設した設備の取得価額	対象事業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）	種 別		取 得 価 額													
		建物及びその附属設備		円													
		構 築 物															
		機 械 及 び 装 置															
		車 両 及 び 運 搬 具															
		工 具 、 器 具 及 び 備 品															
		計															
		土 地															
		計															
事務所又は事業所の従業員数の各月末の人員	事務所又は事業所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計			
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
	合 計																
	備考																

別記様式第1号(その3)を次のように改める。

様式第1号(その3)(第2条関係)

付

法 人 事 業 税 課 税 免 除 申 請 書

受 印		申 請 者		所 在 地		
県税・総務事務所長 殿				名 称		
年 月 日				代表者氏名		
県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり課税免除を申請します。						
取得等をした事業所	所 在 地			事業開始	年 月 日	
	名 称			事業の種類		
					電話番号	
摘 要		従業者数	事業年度の末日現在における従業者数	固定資産の価額	取得等をした設備の取得価額	
① 取得等をした事業所		人	人	円	円	
② 県内の①以外の事務所又は事業所						
計						
課税免除の申請額の計算						
事業年度	摘 要		本県分の事業税の課税標準額	課税免除の対象となるものの課税標準額	税率	税額
年月日から 年月日まで	所 得	年所得 400万円以下の金額 ㉞	円	円	100	円
申告区分		年所得 400万円を超え 800万円以下の金額 ㉟			100	
確定・修正		年所得 800万円を超える金額 ㊱			100	
		計 ㉞+㉟+㊱				㊴
法人税の青色申告書提出の有無	収 入 金 額				100	㊵
有・無	課税免除を受けようとする税額 (㊴又は㊵)					
納付の確定した当期分の事業税額	中間申告分	確定申告分	申告分	計		
	円	円	円			
納付すべき事業税額	㊶ 円	備 考				
既に納付した事業税額	㊷					
還付請求税額 ㊷ - ㊶						

記載上の注意

- 1 「事業の種類」の欄は、「マシン製造業」というように具体的に記載してください。
- 2 「従業者数」の欄は、当該取得等をした設備を事業の用に供した日現在で記載してください。
- 3 「事業年度の末日現在における従業者数」の欄は、当該事業年度の末日現在における従業者数を記載してください。ただし、取得等の場合にあつては当該事業年度の末日現在の従業者数にその事務所等の当該事業年度の存在月数をその事業年度の月数で除して得た数を乗じて得た従業者数を、事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動（2分の1以上）がある事務所等の場合にあつては当該事業年度の各月末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た従業者数を記載してください。
- 4 「固定資産の価額」の欄は、当該事業年度の末日現在における数値によって記載してください。ただし、電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業とする法人以外の法人は記載する必要はありません。
- 5 「取得等をした設備の取得価額」の欄は、当該取得等をした設備（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる固定資産に限る。）を事業の用に供した日現在において記載してください。
- 6 課税免除の申請額の計算は、次の算式によってください。

- (1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業とする法人の場合

県内において課する事業税の
課税標準となるべき当該事業— ×
年度に係る所得

当該取得等をした特別償却設備等に係
る固定資産の価額

当該特別償却設備等を取得等をした者
が県内に有する事務所又は事業所の固
定資産の価額（主たる事業が電気供給
業又はガス供給業の法人にあつては、
当該固定資産の価額のうち対象事業の
用に供する設備に係る固定資産の価額
）

- (2) (1)以外の法人の場合

県内において課する事業税の
課税標準となるべき当該事業— ×
年度に係る所得

当該取得等をした特別償却設備等に係
る従業者の数

当該特別償却設備等を取得等をした者
が県内に有する事務所又は事業所の従
業者数

- (3) 鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄道事業又は軌道事業以外の事業に係る部分について(1)又は(2)の算式によって計算をしてください。

- (4) 軽減税率を適用する法人は、「年所得 400万円以下の金額」、「年所得 400万円を超え 800万円以下の金額」、「年所得 800万円を超える金額」ごとに(1)、(2)又は(3)の計算をしてください。
- (5) 「課税免除の対象となるものの課税標準額」の欄は、記載すべき金額に 1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- (6) 「税率」の欄は、宮崎県税条例第32条に規定する税率を記載してください。
- (7) 「税額」の欄は、(5)の額に(6)の税率を乗じて計算し、その額に 100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記載してください。

備考

- 1 この申請書には「対象事業の用に供した取得等をした設備等に関する明細書」を添付してください。なお、添付した書面は法人事業税の申告書（確定申告書（期限後申告を含む。）又は確定申告に係る修正申告書）にも添付してください。
- 2 課税免除額に相当する税額は、当該課税免除を決定する日まで納付期限を延長しますので、当該事業年度の事業税を申告納付する際は、その額を控除して納付してください。
- 3 課税免除額に相当する税額をすでに納付しているときは、課税免除を決定した後に還付します。
- 4 対象事業は、次の表のとおりです。

対象条項	対象事業
特例条例第2条第1号	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。）

付表 対象事業の用に供した取得等をした設備等に関する明細書

														法人名							
取得等をした設備を事業の用に供した日														年		月		日			
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第45条第2項の規定により、法人税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無														有		・		—		無	
取得等をした設備の取得価額	対象事業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）	種 類		取 得 価 額																	
		建物及びその附属設備		円																	
		構 築 物																			
		機 械 及 び 装 置																			
		車 両 及 び 運 搬 具																			
		工 具、 器 具 及 び 備 品																			
		計																			
	その他の固定資産	土 地																			
		計																			
各月末の人員 事務所又は事業所の従業員の	事務所又は事業所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計							
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人							
	合 計																				
備考																					

別記様式第1号(その3)の次に次の1様式を加える。

様式第1号(その3の2)(第2条関係)

付

法人事業税課税免除(不均一課税)申請書

受 印		申 請 者		所 在 地	
県税・総務事務所長 殿		名 称			
年__月__日		代 表 者 氏 名			
県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり課税免除(不均一課税)を申請します。					
新設し、又は増設した事業所	所 在 地		事業開始	年__月__日	
	名 称		事業の種類		
			電話番号		
摘 要	従業者数	事業年度の末日現在における従業者数	固定資産の価額	新設し、又は増設した設備の取得価額	
① 新設し、又は増設した事業所	人	人	円	円	
② 県内の①以外の事務所又は事業所					
計					
課税免除(不均一課税)の申請額の計算					
事業年度	摘 要	本県分の事業税の課税標準額	課税免除(不均一課税)の対象となるものの課税標準額	税率	税額
年月日から 年月日まで	所 得	年所得400万円以下の金額 ㉗	円	円	円
		年所得400万円を超え800万円以下の金額 ㉘			100
申告区分	得	年所得800万円を超える金額 ㉙			100
確定・修正		計 ㉗+㉘+㉙			
法人税の青色申告書提出の有無	収入金額			100	㊶
有・無	課税免除を受けようとする税額又は不均一課税による税額(㊵又は㊶)				
納付の確定した当期分の事業税額	中間申告分	確定申告分	申告分	計	
	円	円	円		
納付すべき事業税額	㊸ 円	備 考			
既に納付した事業税額	㊹				
還付請求税額 ㊹ - ㊸					

記載上の注意

- 1 「事業の種類」の欄は、「マシン製造業」というように具体的に記載してください。
- 2 「従業者数」の欄は、当該新設し、又は増設した設備を事業の用に供した日現在で記載してください。
- 3 「事業年度の末日現在における従業者数」の欄は、当該事業年度の末日現在における従業者数を記載してください。ただし、新設等の場合にあつては当該事業年度の末日現在の従業者数にその事務所等の当該事業年度の存在月数をその事業年度の月数で除して得た数を乗じて得た従業者数を、事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動（2分の1以上）がある事務所等の場合にあつては当該事業年度の各月末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た従業者数を記載してください。
- 4 「固定資産の価額」の欄は、当該事業年度の末日現在における数値によって記載してください。ただし、電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業とする法人以外の法人は記載する必要はありません。
- 5 「新設し、又は増設した設備の取得価額」の欄は、当該新設し、又は増設した設備（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる固定資産に限る。）を事業の用に供した日現在において記載してください。
- 6 課税免除（不均一課税）の申請額の計算は、次の算式によってください。

(1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業とする法人の場合

$$\begin{array}{l} \text{県内において課する事業税の} \\ \text{課税標準となるべき当該事業} \\ \text{年度に係る所得} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該新設し、又は増設した特別償却設備等に} \\ \text{係る固定資産の価額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{当該特別償却設備等を新設し、又は増設した} \\ \text{者が県内に有する事務所又は事業所の固定資} \\ \text{産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス} \\ \text{供給業の法人にあつては、当該固定資産の価} \\ \text{額のうち対象事業の用に供する設備に係る固} \\ \text{定資産の価額）} \end{array}}$$

(2) (1)以外の法人の場合

$$\begin{array}{l} \text{県内において課する事業税の} \\ \text{課税標準となるべき当該事業} \\ \text{年度に係る所得} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該新設し、又は増設した特別償却設備等に} \\ \text{係る従業者の数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{当該特別償却設備等を新設し、又は増設した} \\ \text{者が県内に有する事務所又は事業所の従業者} \\ \text{の数} \end{array}}$$

(3) 鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄道事業又は軌道事業以外の事業に係る部分について(1)又は(2)の算式によって計算をしてください。

- (4) 軽減税率を適用する法人は、「年所得 400万円以下の金額」、「年所得 400万円を超え 800万円以下の金額」、「年所得 800万円を超える金額」ごとに(1)、(2)又は(3)の計算をしてください。
- (5) 「課税免除(不均一課税)の対象となるものの課税標準額」の欄は、記載すべき金額に 1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- (6) 「税率」の欄は、課税免除の場合は宮崎県税条例第32条に規定する税率を記載し、不均一課税の場合は特例条例第6条第1号又は第7条第2項第1号に規定する税率を記載してください。
- (7) 「税額」の欄は、(5)の額に(6)の税率を乗じて計算し、その額に 100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記載してください。

備考

- この申請書には「対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書」を添付してください。なお、添付した書面は法人事業税の申告書(確定申告書(期限後申告を含む。))又は確定申告に係る修正申告書)にも添付してください。
- 課税免除(不均一課税)額に相当する税額は、当該課税免除(不均一課税)を決定する日まで納付期限を延長しますので、当該事業年度の事業税を申告納付する際は、その額を控除して納付してください。
- 課税免除(不均一課税)額に相当する税額をすでに納付しているときは、課税免除(不均一課税)を決定した後に還付します。
- 対象事業は、次の表のとおりです。

対象条項	対象事業
特例条例第3条第1号	製造の事業、旅館業(下宿営業を除く。)、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号)第1条各号に掲げる事業
特例条例第6条第1号	半島振興法(昭和60年法律第63号)第17条各号に掲げる事業
特例条例第7条第2項第1号	全ての事業

付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書

														法人名								
新設し、又は増設した設備を事業の用に供した日														—	—	年	—	—	月	—	—	日
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第45条第2項の規定により、法人税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無														有	—	無						
新設し、 又は増設した設備の取得価額	対象事業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）	種 類	取 得 価 額																			
		建物及びその附属設備	円																			
		構 築 物																				
		機 械 及 び 装 置																				
		車 両 及 び 運 搬 具																				
		工 具 、 器 具 及 び 備 品																				
		計																				
	その他の固定資産	土 地																				
		計																				
		計																				
事務所又は事業所の 各月末の人員 事務所又は事業所の従業員の	事務所又は事業所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計								
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人								
	合 計																					
備 考																						

別記様式第2号(その1)を次のように改める。

様式第2号(その1)(第4条関係)

(表)

付

不動産取得税免除申請書

受印 県税・総務事務所長 殿 年__月__日		申 請 者	住 所 (所在地)							
			氏 名 (名称)							
			代 表 者 氏 名							
県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第4条の規定により、下記の不動産のうち、特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対する不動産取得税の課税免除の申請をします。										
土	所	在	地	番	地	目	地積(m ²)	取得年月日	取得の 原因	固定資産課税台帳 に登録された価格 円
								・		
								・		
								・		
計										
地	使用目的による区分				地積(m ²)	地積の あん分率	備 考			
	対象家屋の敷地					%				
	その他の用地					%				
	計					100%				
対象家屋の着工(予定)				年 月 日						
家	所	在	種	類	構	造	面積(m ²)	取得年月日	取得の原因	取得価額
								・		
								・		
								・		
計										
屋	使用目的による区分				面積(m ²)	面積の あん分率	備 考			
	当該事業の用に供する部分					%				
	その他の部分					%				
	計					100%				
取得等をした設備の事業の種類										
事業開始(予定)年月日								年 月 日		
取得等をした設備を事業の用に供した日								年 月 日		
取得等をした設備の取得価額	種 類							取 得 価 額		
	建 物 及 び そ の 附 属 設 備							円		
	構 築 物									
	機 械 及 び 装 置									
	計									

（裏）

記載上の注意

- 1 この申請書には、特別償却設備である家屋及びその敷地である土地について記載してください。ただし、土地に対する申請を行う場合において、一の対象用地に対象家屋の敷地とその他の用地があるときは、対象用地の全部について記載してください。
- 2 取得した土地が固定資産課税台帳に登録されていない場合は、取得価額を記載してください。
- 3 対象家屋の敷地となる土地とは、対象用地のうち、社宅、寮、厚生施設等の家屋の敷地及び運動場の用地等課税免除の対象となる設備等に直接関係のない部分の土地を除いた全部の土地です。
- 4 その他の用地とは、3以外の土地です。
- 5 「家屋」の欄は、対象家屋を工場、倉庫、事務所等の種類ごとに具体的に記載してください。
なお、対象家屋とは、特例条例第2条第2号に規定する家屋をいいます。
- 6 「取得等をした設備の事業の種類」の欄は、「ミシン製造業」というように具体的に記載してください。

備考

- 1 この申請書には、土地に対する申請の場合は土地の見取図に対象家屋の配置予定図を記載したものを、家屋に対する申請の場合は対象家屋全体の平面図を添付してください。
- 2 この申請書は、不動産取得税の申告書に添付して、直接県税・総務事務所に提出してください。
- 3 土地の取得については、その土地の取得の翌日から1年以内に当該土地を敷地とする対象家屋の建設の着手がなされなければ、課税免除はできません。
- 4 課税免除の決定は、対象家屋を事業の用に供した後に行います。

別記様式第2号(その1)の次に次の1様式を加える。

様式第2号(その1の2)(第4条関係)

付

(表)

不動産取得税免除(不均一課税)申請書

受 印	県税・総務事務所長 殿		申 請 者	住 所 (所在地)				
	年__月__日			氏 名 (名称)				
				代 表 者 氏 名				
県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第4条の規定により、下記の不動産のうち、特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対する不動産取得税の課税免除(不均一課税)の申請をします。								
土	所 在 地 番	地 目	地 積 (㎡)	取得年月日	取得の 原 因	固定資産課税台帳 に登録された価格		
				・		円		
				・				
				・				
	計							
地	使用目的による区分		地 積 (㎡)	地 積 の あ ん 分 率	備 考			
	対象家屋の敷地			%				
	その他の用地			%				
	計			100%				
	対象家屋の着工(予定)			年 月 日				
家 屋	所 在 種 類	構 造	面 積 (㎡)	取得年月日	取得の原因	取得価額		
				・				
				・				
				・				
	計							
屋	使用目的による区分		面 積 (㎡)	面 積 の あ ん 分 率	備 考			
	当該事業の用に供する部分			%				
	その他の部分			%				
	計			100%				
新設し、又は増設した設備の事業の種類								
事業開始(予定)年月日				年 月 日				
新設し、又は増設した設備を事業の用に供した日				年 月 日				
新設し、 又は増設した設備の 取得価額	種 類			取 得 価 額				
	建 物 及 び そ の 附 属 設 備			円				
	構 築 物							
	機 械 及 び 装 置							
	計							

(裏)

記載上の注意

- 1 この申請書には、特別償却設備である家屋及びその敷地である土地について記載してください。ただし、土地に対する申請を行う場合において、一の対象用地に対象家屋の敷地とその他の用地があるときは、対象用地の全部について記載してください。
- 2 取得した土地が固定資産課税台帳に登録されていない場合は、取得価額を記載してください。
- 3 対象家屋の敷地となる土地とは、対象用地のうち、社宅、寮、厚生施設等の家屋の敷地及び運動場の用地等課税免除又は不均一課税の対象となる設備等に直接関係のない部分の土地を除いた全部の土地です。
- 4 その他の用地とは、3以外の土地です。
- 5 「家屋」の欄は、対象家屋を工場、倉庫、事務所等の種類ごとに具体的に記載してください。
なお、対象家屋とは、特例条例第3条第2号若しくは第7条第1項又は第6条第2号若しくは第7条第2項第2号に規定する家屋をいいます。
- 6 「新設し、又は増設した設備の事業の種類」の欄は、「ミシン製造業」というように具体的に記載してください。
- 7 地域再生法に基づく申請を行う場合は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日が分かる資料を添付してください。

備考

- 1 この申請書には、土地に対する申請の場合は土地の見取図に対象家屋の配置予定図を記載したものを、家屋に対する申請の場合は対象家屋全体の平面図を添付してください。
- 2 この申請書は、不動産取得税の申告書に添付して、直接県税・総務事務所に提出してください。
- 3 土地の取得については、その土地の取得の翌日から1年以内に当該土地を敷地とする対象家屋の建設の着手がなされなければ、課税免除はできません。
- 4 課税免除又は不均一課税の決定は、対象家屋を事業の用に供した後に行います。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第44号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年宮崎県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入居者資格の特例) 第2条の3 条例第6条第4項の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。 (1) <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域</u> (2)・(3) [略]	(入居者資格の特例) 第2条の3 条例第6条第4項の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。 (1) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域</u> (2)・(3) [略]

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記
様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表)

希望団地				交付番号		
県営住宅入居申込書						
宮崎県知事 殿			年 月 日			
			フリガナ			
			申込者氏名			
宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第 条の規定により、次のとおり県営住宅への入居を申し込みます。 なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者若しくは同居者（同居予定者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約します。						
現住所	電話 - -			勤務先所在地		
				勤務先名称	電話 - -	
申込者及びその家族の状況	A 申込者及び現在申込者と同居して入居決定後も引き続き同居する者					
	フリガナ氏個人番号	続柄	生年月日	勤務先又は学校名 (自営業は、業種)		
	個人番号	本人	・ ・			
	個人番号		・ ・			
	個人番号		・ ・			
	個人番号		・ ・			
	個人番号		・ ・			
	B 現在申込者と別居しているが、入居決定後同居する者					
	フリガナ氏個人番号	続柄	生年月日	勤務先又は学校名 (自営業は、業種)	現住所	
	個人番号		・ ・			
個人番号		・ ・				
C 別居の扶養親族（現在申込者と同居し、又は別居している者のうち入居希望はしないが扶養しているもの）						
フリガナ氏名	続柄	生年月日	勤務先又は学校名 (自営業は、業種)	現住所		
		・ ・				
		・ ・				
※申込みの区分	入居申込区分	一般 優先 特定				
	優先等区分	ひとり親 引揚者 炭鉱離職者 老人 身体障害者 その他				
	特定区分	災害 不良住宅撤去 借上終了 建替事業 都市計画事業等 土地収用法認定事業等 既存入居者 相互入替				
※要添付・提示書類	書類	確認	記入上の注意			
	入居者収入申告書		1 「申込者及びその家族の状況」欄のうち A 及び B に記載されている方しか入居できませんので、入居を予定されている全ての方について記入してください。			
	収入証明書		2 ※印のある欄は、記入しないでください。			
	所得証明書		※ 受付日 年 月 日			
	健康保険証（提示又は写し）		担当者職氏名			
	婚約を証する書類					
	立退要求を受けていることを証する書類					
個人番号カード（両面）の写し						
その他の書類						

- 宮崎県知事に対する個人番号の提供を了承する方は、個人番号欄に個人番号を記入するとともに、個人番号カード両面の写しを添付してください。なお、持参の場合は、個人番号カード原本を提示してください。また、個人番号カードをお持ちでない場合は、通知カードの写し及び本人であることを確認できる書類の提示又は写しにより代えることができます。
- 個人番号を記入した方のうち、申込時点で満 15 歳以上の方で、宮崎県知事が個人番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意する方は、裏面の同意書に署名してください。

(裏)

年 月 日

宮崎県知事 殿

同 意 書

下記の者は、宮崎県知事が宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務手続を処理するために限って、県営住宅入居期間中、別途申出を行わない限り、個人番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意します。

同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	

記入要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状を併せて提出すること。
- 3 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記入すること。
- 4 申込時点で満15歳以上の者のみ記入すること。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

入居者収入申告書

年__ 月__ 日

住 所

氏 名

私、同居予定者及び別居の扶養親族の前年（1月1日から12月31日まで）の収入等を次のとおり申告します。

同(別)居の区分は、該当する番号を○で囲むこと。			該当するものに○印を記入						金額を右詰めで記入	
続柄	氏 名	生年月日	同 居 一 別 居	特 扶	老 扶	障 害	特 障	寡 婦	ひ と り 親	年 間 所 得 金 額 (円)
本人		年_ 月_ 日	1 同 2 別							
		年_ 月_ 日	1 同 2 別							
		年_ 月_ 日	1 同 2 別							
		年_ 月_ 日	1 同 2 別							
		年_ 月_ 日	1 同 2 別							
		年_ 月_ 日	1 同 2 別							
		年_ 月_ 日	1 同 2 別							
		年_ 月_ 日	1 同 2 別							
		年_ 月_ 日	1 同 2 別							
		年_ 月_ 日	1 同 2 別							

記入要領

- 「特扶（特定扶養親族）」及び「老扶（老人扶養親族等）」の該当の有無については、入居申込時点での年齢が基準となります。
- 記入に当たっては、別添の注意事項をお読みください。

[備考]

別記様式第4号の3、別記様式第7号及び別記様式第11号中「㊟」を削る。
別記様式第13号を次のように改める。

様式第13号(第11条関係)

収入申告書

		名義人番号	
申告書提出年月日	年 月 日	(目 署) 氏 名	
自宅電話番号		携帯電話番号	

私、同居者及び別居の扶養親族の前年(1月1日から12月31日まで)の収入等を次のとおり申告します。

	氏名		続柄	勤務先又は職業 勤務先電話番号	所得の種類				年間所得金額(円) ※金額を右詰めで記入				特扶	老扶	障害	特障	寡婦	ひとり親
	生年月日	年齢			給与	年金	事業	その他										
名義人	年 月 日 歳				給与	年金	事業	その他										
	年 月 日 歳				給与	年金	事業	その他										
	年 月 日 歳				給与	年金	事業	その他										
	年 月 日 歳				給与	年金	事業	その他										
同居者	年 月 日 歳				給与	年金	事業	その他										
	年 月 日 歳				給与	年金	事業	その他										
	年 月 日 歳				給与	年金	事業	その他										
	年 月 日 歳				給与	年金	事業	その他										
別居扶養者	年 月 日 歳				給与	年金	事業	その他										
	年 月 日 歳				給与	年金	事業	その他										
	年 月 日 歳				給与	年金	事業	その他										
	年 月 日 歳				給与	年金	事業	その他										

備考

記入要領

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 別居の扶養親族がいる場合は、「別居扶養者」欄に記入してください。
- 3 既に記入してある事項に誤り又は訂正がある場合は、二重線(=)で訂正し、正しい事項を記入してください。
- 4 「特扶(特定扶養親族)」及び「老扶(老人扶養親族等)」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。
- 5 記入に当たっては、別添の「収入申告について(お知らせ)」をお読みください。

別記様式第15号、別記様式第17号、別記様式第18号、別記様式第21号、別記様式第22号、別記様式第26号、別記様式第27号及び別記様式第29号中「㊦」を削る。

別記様式第31号を次のように改める。

様式第31号 (第21条関係)

(表)

県 営 住 宅 同 居 承 認 申 請 書

年__ 月__ 日

— 宮崎県知事 殿

団地 棟 号

申 請 者 _____

— 私が入居している住宅に次の者を同居させたいので、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、次のとおり申請します。

— なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき又は同居させる者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると判明したときは、県営住宅を明け渡します。

同居させる者		同 (別) 居の区分は、該当する番号を○で囲むこと。		該当するものに○印を記入							金額を右詰めで記入	
続柄	現住所		同居 別居	特 扶	老 扶	障 害	特 障	寡 婦	ひとり 親	年間所得金額 (円)		
	フリガナ 氏 名 個人番号	生年月日										
	個人番号	年月日	1同 2別									
	個人番号	年月日	1同 2別									
	個人番号	年月日	1同 2別									
	個人番号	年月日	1同 2別									
現在入居者及び同居者												
続柄	フリガナ 氏 名		同居 別居	特 扶	老 扶	障 害	特 障	寡 婦	ひとり 親	年間所得金額 (円)		
		年月日	1同 2別									
		年月日	1同 2別									
		年月日	1同 2別									
		年月日	1同 2別									
		年月日	1同 2別									
申 請 理 由												
家賃滞納状況		年__ 月分	円	年__ 月分	円	合計		円				

記入要領

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 添付又は提示書類
 - (1) 市町村長が発行する同居させる者の所得証明書（前年1月2日以降に就職し、又は転職した者については、収入証明書（別記様式第3号）も併せて添付すること。）
 - (2) 入居者本人と同居させる者との続柄を証する書類（戸籍謄（抄）本等）
 - (3) 宮崎県知事に対する個人番号の提供を了承する方は、個人番号欄に個人番号を記入するとともに、個人番号カード両面の写しを添付してください。なお、持参の場合は、個人番号カード原本を提示してください。また、個人番号カードをお持ちでない場合は、通知カードの写し及び本人であることを確認できる書類の提示又は写しにより代えることができます。
 - (4) その他必要な書類
- 3 記入に当たっては、別添の注意事項をお読みください。
- 4 個人番号を記入した方のうち、申込時点で満15歳以上の方で、宮崎県知事が個人番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意する方は、裏面の同意書に署名してください。

(裏)

— 年— 月— 日

宮崎県知事 殿

同 意 書

下記の者は、宮崎県知事が宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務
手続を処理するために限って、県営住宅入居期間中、別途申出を行わない限り、個人
番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意します。

同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	

記入要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状を併せて提出すること。
- 3 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記入すること。
- 4 申込時点で満15歳以上の者のみ記入すること。

別記様式第33号中「㊤」を削る。

性別	入居年月日	入居年月日
	・	・
	・	・
	・	・
	・	・

別記様式第34号中「㊤」を削り、

を

に改める。

別記様式第36号及び別記様式第38号中「㊤」を削る。

別記様式第39号中「㊤」を削り、「写しで」を「写しにより」に改める。

別記様式第43号及び別記様式第45号中「㊤」を削る。

性別	勤務先又は学校名 (自営業は、業種)	勤務先又は学校名 (自営業は、業種)

別記様式第46号中「㊤」を削り、

を

に改める。

別記様式第49号中	円	寡婦・寡夫	人×	円 =	円
-----------	---	-------	----	-----	---

円	寡婦	人×	円 =	円
円	ひとり親	人×	円 =	円

別記様式第50号及び別記様式第51号を次のように改める。

様式第50号(第30条関係)

改良県営住宅収入報告書

報告書提出年月日	年 月 日	名義人番号	
自宅電話番号		(目 署) 氏 名	
		携 帯 電 話 番 号	

私、同居者及び別居の扶養親族の前年(1月1日から12月31日まで)の収入等を次のとおり報告します。

	氏 名		続柄	勤務先又は職業 勤務先電話番号	所得の種類				年間所得金額(円) ※金額を右詰めで記入				特扶	老扶	障害	特障	寡婦	ひとり親
	生年月日	年齢			給与	年金	事業	その他										
名義人	年 月 日	歳			給与	年金	事業	その他										
同居者	年 月 日	歳			給与	年金	事業	その他										
	年 月 日	歳			給与	年金	事業	その他										
	年 月 日	歳			給与	年金	事業	その他										
別居扶養者	年 月 日	歳			給与	年金	事業	その他										
	年 月 日	歳			給与	年金	事業	その他										
	年 月 日	歳			給与	年金	事業	その他										

備考

記入要領

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 別居の扶養親族がいる場合は、「別居扶養者」欄に記入してください。
- 3 既に記入してある事項に誤り又は訂正がある場合は、二重線(=)で訂正し、正しい事項を記入してください。
- 4 「特扶(特定扶養親族)」及び「老扶(老人扶養親族等)」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。
- 5 記入に当たっては、別添の「収入報告について(お知らせ)」をお読みください。

様式第51号 (第30条関係)

改良県営住宅収入基準超過更正通知書

年__ 月__ 日__

団地 棟 号
様

宮崎県知事 印__

— 先に申出のあった改良県営住宅収入基準超過決定の更正については、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第 条第 項の規定により、次のとおり更正したので通知します。

1	収入 (月収)	更正前	円
		更正後	円
2	収入基準超過の有無	更正前	
		更正後	
3	割増賃料 (家賃 円×__ . __)	更正前__	円
		更正後	円
4	割増賃料徴収開始時期	年 月 日	

なお、収入 (月収) の更正後の内訳は以下のとおりです。

収入決定の基礎		
本人及び同居者の所得		控除の内訳 (年10月1日現在)
続柄	所得金額	控 除 額
本人	円	同居者・同一生計配偶者・別居の扶養親族 人× 円 = 円
	円	同一生計配偶者 (70歳以上の者に限る。)・老人扶養親族 人× 円 = 円
	円	特定扶養親族 人× 円 = 円
	円	障害者 人× 円 = 円
	円	特別障害者 人× 円 = 円
	円	寡婦 人× 円 = 円
	円	ひとり親 人× 円 = 円
所得金額合計①__ 円		控除額合計② 円
収入 (月収) 所得金額合計① 控除額合計② (円 - 円) ÷ 12 = 円		

別記様式第52号、別記様式第53号、別記様式第55号、別記様式第57号及び別記様式第60号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第2条の3の規定は、令和3年4月1日から適用する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第45号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
1 [略]	1 [略]
2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(260) [略]	2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(260) [略]
(261) [略]	<u>(261) 地域連携薬局認定更新申請手数料</u>
(262)～(276) [略]	<u>(262) [略]</u>
(277)～(283) [略]	<u>(263) 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料</u>
(284)～(309) [略]	<u>(264)～(278) [略]</u>
(310)～(313) [略]	<u>(279) 保管のみを行う医薬品製造所登録申請手数料</u>
(314)～(576) [略]	<u>(280) 保管のみを行う医薬部外品製造所登録申請手数料</u>
3～7 [略]	<u>(281) 保管のみを行う化粧品製造所登録申請手数料</u>
	<u>(282) 保管のみを行う医薬品製造所登録更新申請手数料</u>
	<u>(283) 保管のみを行う医薬部外品製造所登録更新申請手数料</u>
	<u>(284) 保管のみを行う化粧品製造所登録更新申請手数料</u>
	<u>(285)～(291) [略]</u>
	<u>(292) 医薬品又は医薬部外品の区分GMP適合性調査手数料</u>
	<u>(293) 医薬品又は医薬部外品の変更計画GMP適合性調査手数料</u>
	<u>(294)～(319) [略]</u>
	<u>(320) 地域連携薬局等認定証書換え交付手数料</u>
	<u>(321) 地域連携薬局等認定証再交付手数料</u>
	<u>(322)～(325) [略]</u>
	<u>(326) 保管のみを行う医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所登録証書換え交付手数料</u>
	<u>(327) 保管のみを行う医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所登録証再交付手数料</u>
	<u>(328) 医薬品又は医薬部外品の基準確認証書換え交付手数料</u>
	<u>(329) 医薬品又は医薬部外品の基準確認証再交付手数料</u>
	<u>(330)～(592) [略]</u>
	3～7 [略]

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

企業局企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年7月7日

宮崎県企業局企業管理規程第9号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 感染症予防等手当は、企業職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。</u>以下同じ。）の患者が滞在する新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設において県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって管理者が定めるものに従事したときは、従事した1日につき 3,000円を支給する。</p> <p>10 [略]</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 感染症予防等手当は、企業職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。</u>以下同じ。）の患者が滞在する新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設において県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって管理者が定めるものに従事したときは、従事した1日につき 3,000円を支給する。</p> <p>10 [略]</p>

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

病院局企業管理規程

病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年7月7日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第3号

病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程（令和2年宮崎県病院局企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(感染症予防等手当の特例)</p> <p>第2条 職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。</u>以下同じ。）の患者等に接して行う作業等であって病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が定めるものに従事したときは、従事日数に応じて感染症予防等手当を支給する。この場合において、病院事業職員給与規程第2条及び第10条第1項の規定により適用される職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）第7条の規定は、適用しない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(感染症予防等手当の特例)</p> <p>第2条 職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。</u>以下同じ。）の患者等に接して行う作業等であって病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が定めるものに従事したときは、従事日数に応じて感染症予防等手当を支給する。この場合において、病院事業職員給与規程第2条及び第10条第1項の規定により適用される職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）第7条の規定は、適用しない。</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この規程は、公表の日から施行する。